

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び
循環型社会形成推進地域計画（三次計画）
策定支援業務仕様書

令和4年5月

東総地区広域市町村圏事務組合

第1編 共通仕様書

第1節 総則

1. 業務の目的

東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）は、令和3年4月から東総地区クリーンセンターを、令和3年7月から東総地区最終処分場をそれぞれ供用開始し、銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）の3市区域のごみ処理広域化推進事業を実施している。また、今後は旭市と匝瑳市の既存ごみ処理施設の解体撤去及びその跡地利用として、中継施設整備を計画している。

本業務は、ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、より適正なごみ処理事業を進めていくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項に基づき、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。また、一般廃棄物の3Rを総合的に更に推進するため、循環型社会形成推進地域計画（三次計画）（以下「地域計画」）に既存施設の解体撤去及び中継施設整備を盛り込み策定することを目的とする。

2. 委託業務の名称

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画（三次計画）策定支援業務

3. 委託業務の期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

4. 委託業務の箇所

東総地区広域市町村圏事務組合関係市（銚子市、旭市及び匝瑳市）区域

5. 委託業務の概要

本業務では、組合の地域特性や一般廃棄物（ごみ）の処理・処分の実態、今後の社会・経済情勢等を踏まえ、今後の一般廃棄物（ごみ）の処理を計画的に推進するために必要となる基本的事項を定めるとともに、環境負荷の少ない循環型社会を構築するための施策等を基本計画としてとりまとめることとする。そのため、中継施設整備計画等の各種計画との整合性を図り、住民要望を踏まえた上で、収集運搬の効率化、排出抑制、資源リサイクルなど事業に必要な事項について組合と協議し、基本計画を立案する。

なお、基本計画は令和5年度を初年度として令和19年度までの15年間とする。地域計画については環境省、千葉県及び関係市町等（以下「関係機関」という。）との協議、打合せに必要な資料を作成するとともに、環境省所定の様式を含め、特記仕様書の内容に従い作成すること。ごみ量の将来値や資源化のための施策等は、基本的に最新の基本計画と整合性を図るものとする。

第2節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上必要な事項は本業務に含むものとする。

2. 業務の管理

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、組合と綿密な連絡を取り、協議、打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、組合から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受注者は、組合が関係機関との協議を必要とするとき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (4) 受注者は、協議、打合せに際し、議事録を作成し組合に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、組合から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

3. 業務管理体制

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する管理技術者と照査技術者を配置すること。また、管理技術者は業務の全般にわたり包括的管理を行うこと。なお、管理技術者は照査技術者との兼任は認めない。
- (2) 管理技術者は、技術士法に基づく技術士登録の衛生工学部門：廃棄物・資源循環（「廃棄物・資源循環」制定以前の「廃棄物管理」「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。）の資格を有する者で、かつ、本業務の入札日現在、3か月以上の恒常的雇用関係にあること。
- (3) 照査技術者は、技術士法に基づく技術士登録の総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環（「廃棄物・資源循環」制定以前の「廃棄物管理」「廃棄物管理計画」、「廃棄物処理」は同等とみなす。）の資格を有する者で、かつ、本業務の入札日現在、3か月以上の恒常的雇用関係にあること。

4. 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うものであるが、現在、組合が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、組合に提出し業務完了とともにすべて返却するものとする。

5. 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

6. 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、本業務の遂行によって知り得た事項を組合の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

7. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受注者は組合と十分な打合せ、または協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

8. 業務の変更及び停止

組合が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。これに伴う委託料等の変更については、別途協議する。

9. 手続書類の提出

受注者は業務の着手及び完了に当たって、組合の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出し、組合の承諾を得なければならない。

(1) 業務の着手

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者及び照査技術者届（経歴書・資格証の写しを添付）
- ④ 業務計画書（業務内容、実施体制図、業務実施担当者一覧等を記載）
- ⑤ その他必要な書類

(2) 業務の完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務範囲に記した書類、資料の完成品
- ③ その他必要な書類

10. 検査

本業務は組合の検査に合格しなければならない。なお、納品後に成果品に記入もれ、不備または誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

11. 成果品

成果品については、組合の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引渡した時点をも本業務の完了とする。なお、本業務の成果品とその提出部数は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------|---------|------|
| (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 | A 4 版製本 | |
| 組合用 | | 60 部 |
| 関係市用（各 10 部） | | 30 部 |
| (2) 循環型社会形成推進地域計画（三次計画） | A 4 版製本 | 5 部 |

(3) 議事録	A 4 版	1 部
(4) 上記の電子データ		1 式

なお、図面については組合と協議して決定するが、成果品に綴じこむ図面は、A 3 判または A 4 判とする。

1 2. その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。また、必要に応じて出席及び必要な資料の作成を行うこと。
- (4) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には、遅滞なくその旨を組合に申し出て協議すること。
- (5) 受注者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、組合の許可を得なければならない。
- (6) 委託業務遂行に際し、資料の取得等費用が発生する場合、その費用は受注者が負うものとする。
- (7) 業務の遂行にあたり、法的業務の支援には、必要に応じて弁護士による対応を行うこと。なお、その費用は受注者が負うものとする。

第2編 特記仕様書

1. 基本的事項

(1) 基本計画策定の趣旨等

① 基本計画策定の趣旨

廃棄物処理行政をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等について整理する。

② 基本計画の位置づけ

他の計画との関連、計画対象区域、計画範囲、計画目標年次等について定める。

③ 計画期間

令和5年度から令和19年度までの15年間とする。

(2) 地域特性等の把握

① 位置及び沿革

② 地形と地質

地形の把握を行うとともに、調査が可能な範囲で地質資料収集を行うこと。

③ 気候的特性

気温、降水量等の気候特性を整理する。

④ 人口動態

関係市の年齢別人口及び世帯数を整理する。

⑤ 産業の動向

関係市の産業構造、従事者数、事業所数を整理する。

⑥ 交通と土地利用

交通状況を及び土地利用状況を整理する。

⑦ 各種計画

関係市の総合計画や本計画に関連する計画（宅地開発、観光開発、工業団地計画、都市計画等）を整理し、本計画との整合を図る。

(3) ごみ処理の現況把握

既存資料等を基に組合のごみ処理の現況について把握する。

① ごみの発生量の実績及びその性状

② ごみの減量化・再生利用の実績

③ ごみ処理の実績

過去10年程度のごみの種類別発生量、減量化、再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状、温室効果ガス排出量等の状況について実績を把握、整理する。

④ ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分に係る管理体制などを整理する。

- ⑤ ごみ処理フロー
関係市別及び組合の直近年のごみ処理フローチャートを作成する。
- ⑥ ごみ処理に関する財政状況
ごみ処理に係る財政及び処理コストなどについて過去5年程度の実態を把握する。
- ⑦ 組合の廃棄物に関する条例等
- ⑧ 国、県等の目標
国、県等のごみ処理行政の目標、近隣市町村における目標等について整理する。
- ⑨ 目標値に対する達成状況等の検証
③で整理した実績をもとに現一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定める減量化等目標の達成状況を整理する。また、分別収集区分や処理方式などの一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面及び経済面などから客観的な評価を行う。

2. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定

本計画は、組合及び関係市分を各々作成するものとし、すべての計画は組合及び関係市と十分な協議を行い、整合のとれたものとする。また、記載項目以外にも国の策定方針等に従い、必要なものがあれば盛り込むこと。

(1) ごみ処理の課題の抽出

既存資料を基に組合のごみ処理の課題を抽出し、分析及び整理をする。

- ① 排出抑制・資源化に関する課題
- ② 収集・運搬に関する課題
- ③ 中間処理に関する課題
- ④ 最終処分に関する課題
- ⑤ ごみ処理経費に関する課題など

(2) 人口及びごみ発生量・処理量の将来予測

既存資料を基にごみの種類別及び関係市別に人口及びごみ発生量・処理量の将来量を推計する。なお、将来予測する際には、開発計画等を考慮する。

① 人口の見通し

過去10年の人口実績を用いて令和19年度までの推定を行う。

② ごみ発生量・処理量の見通し

過去の実績を基に、現状のまま推移した場合の将来のごみの発生量・処理量を推定し、その推定結果に基づき、組合及び構成市と協議の上、排出抑制及び資源化の目標を定め、目標達成時の推定を行う。なお、ごみの発生量・処理量の推定はごみの種類別のほか、家庭系、事業系の別に行う。

③ 計画施設規模の整理

計画施設の施設規模を整理する。なお、計画施設は廃棄物運搬中継施設とする。

④ ごみの処理・処分の見通し

推計したごみ発生量・処理量をもとに処理残渣（スラグ、熔融飛灰等）を含む、

ごみの処理・処分の見通しを定める。

(3) 基本方針の設定

組合、関係市、住民及び事業者の目指すべきごみ処理の姿及びそれに向けた方針を明確にするため、本計画における基本方針について検討する。

- ① ごみ処理の基本理念
- ② ごみ処理の基本方針など

(4) ごみ処理基本計画

基本方針に沿って、計画期間におけるごみの種類別、処理主体別にごみ処理全体の整合を図り、内容を定める。なお、計画を実現するために、今後講ずべき施策についてもごみの種類、処理主体別に明らかにする。

- ① ごみの減量化・資源化計画
- ② ごみの収集・運搬計画
- ③ ごみの中間処理計画
- ④ ごみの最終処分計画
- ⑤ その他の計画 等

3. 審議会運営補助

受注者は、組合が開催する廃棄物減量等推進審議会（3回程度開催）、及びその他必要に応じて本計画策定に係る会議等に参加し、資料の作成支援、議事録の作成及び必要に応じて説明を行うものとする。なお、会場費、飲食費、委員報酬などの会議運営費は本業務に含めないものとする。

4. 循環型社会形成推進地域計画（三次計画）作成業務

(1) 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項の作成

本地域の循環型社会形成を推進するために下記事項について整理するとともに、取りまとめについては関連する関係市の計画等との整合を図ること。計画期間は、本地域に整備する施設及び計画支援事業のスケジュールに基づき、設定すること。

- ① 対象地域 組合関係市区域内の人口、面積等
- ② 計画期間 令和5年度から5年程度の計画
- ③ 基本的な方向の検討

組合において実現可能な3Rの推進計画、推進目標及び将来の姿等について、組合及び圏域地域の特性を踏まえて記述するとともに、重点的な施策の方向等の将来像を記述すること。

(2) 計画の基本事項

本計画は、「循環型社会形成基本計画」に基づき、組合及び関係市における事業計画案を策定するものである。

なお、策定に当たっては「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に沿って作成するものとする。

(3) 策定する内容について

本計画案の内容は、マニュアル中の「循環型社会形成推進地域計画の記載要領」及び「循環型社会形成推進地域計画の記載例」に基づき、次の内容を含むものとする。

ただし、今後、国及び県からの通知、通達等によって内容の変更または追加等がある場合は、それに基づいた案を作成するものとする。

(4) 循環型社会形成推進のための現状と目標の作成

循環型社会形成推進のために一般廃棄物（ごみ）の処理の現状について把握するとともに、目標年次における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量その他本地域で必要とする目標量を定めること。

① 一般廃棄物（ごみ）等の処理の現状

過去5年間以上の、ごみの排出量、排出状況、リサイクル状況、中間処理施設における減量化量、余熱利用及び最終処分量等の状況を把握し、循環型社会形成のための基礎資料とする。なお、集団回収量及び一般廃棄物処理施設で処理を行っている併せ産廃及び事業系一般廃棄物に関しては、この量も把握し、表及びフローチャートを作成するものとする。

② 生活排水処理の現状

過去5年間以上の生活排水処理人口、未処理人口及び処理量に関し、下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設等の別に把握し、また未処理である単独処理浄化槽及び汲み取り人口及び量を把握し、表及びフローチャートを作成するものとする。

③ 一般廃棄物（ごみ）等の処理の目標

廃棄物の減量化を含め、循環型社会形成のため、事業系、家庭系の別に将来指標としての目標値及び目標量を定めるものとする。なお、計画に当たっては、現状から目標までの推定を行い、表及びトレンドグラフ等を添付することとする。

④ 生活排水処理の目標

生活排水については、計画目標年度における生活排水処理率等の目標を定めるものとする。なお、計画に当たっては、現状から計画目標年度までの推定を行い、トレンドグラフ等を添付することとする。

(5) 施策の内容の作成

一般廃棄物（ごみ）の処理の目標に基づき、現行の処理体制における問題点を抽出し、目標が達成できる施策の内容等を検討すること。

① 発生抑制、再使用の推進

本地域の現状の施策を整理するとともに、下記事項について実施効果を勘案した上で実施可能な施策を検討すること。

ア ごみ処理の有料化

イ 環境教育・普及啓発

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策・簡易包装の推進など

(6) 処理体制

家庭系、事業系、産業廃棄物（併せ産廃）の別、ごみの種類別、生活排水処理方法の別に処理体制の現状について調査し、将来の分別区分、収集運搬・処分方法の計画を行い、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の対応、生活排水の処理対策等に関する事項について定めるものとする。また、一般廃棄物（ごみ）の処理の現状及び目標を踏まえ、実施可能な処理体制を構築すること。

① 家庭ごみの処理体制の現状と今後

② 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

③ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

④ 生活排水処理方法の現状と今後

⑤ 今後の処理体制の要点

(7) 処理施設の整備

今後の処理体制及び施策の取り組みにより、計画期間中に必要となる施設整備について、地域内の現有施設の概要も含めて、整備概要及び事業費等を取りまとめること。

① 廃棄物運搬中継施設

② 合併処理浄化槽

③ ①～②施設の種類、処理能力、整備期間等

④ ①～②施設整備の理由

⑤ ①～②の施設整備事業費及び財源計画

(8) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する用地、地質及び測量並びに生活環境影響調査、整備基本計画、発注仕様書の作成など、施設整備に必要な調査業務について取りまとめること。

- ① 支援内容及び実施時期
- ② 業務委託見込額

(9) その他の施策

前記(1)～(8)のほか、本地域の循環型社会を形成する上で必要な施策について、実施効果を勘案し検討すること。その必要な施策とは組合、関係市、住民及び事業者が主体となって行う具体的な計画及び施策と関連するとともに、より広い廃棄物処理、環境保全、3R推進関係に係るものとする。

- ① 再生利用品の需要拡大事業
- ② 廃家電のリサイクルに関する普及啓発
- ③ 不法投棄対策
- ④ 災害時の廃棄物処理に関する事項など

(10) 計画のフォローアップと事後評価の作成

計画の進捗状況等について、実効性を確保するため計画目標と毎年の実績を対比させ、定量的な把握ができるようにフォローアップや見直しの検討を行うこと。

- ① 計画のフォローアップの検討
- ② 事後評価及び計画の見直し手法の検討

(11) 添付書類の作成

地域計画に必要な添付書類について、環境省所定の様式に従い、整備する施設ごとに作成すること。

- ① 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ② 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ③ 様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧
- ④ 整備する施設に応じた参考資料様式等

(12) 策定支援スケジュール

- ① 令和4年10月下旬 千葉県への仮提出
 - ② 令和4年11月下旬 千葉県への本提出
 - ③ 令和5年3月24日まで 成果品提出
- 上記予定に基づき必要な支援を行うこと。